

市民社会スペース NGO アクションネットワーク(NANCI S) 規 約

(名 称)

第1条 本会の名称は「市民社会スペース NGO アクションネットワーク」とし、英語名称は「Japan NGO Action Network for Civic Space」、略称は「NANCI S」とする。

(目 的)

第2条 本会は、国内外において、市民社会の自由な言論・活動のための社会空間である「市民社会スペース」の自由が保障され、市民社会の自由で創造的かつ積極的な言論・活動が可能となるよう、(1) 市民社会スペースの推進とアドボカシー、(2) 市民社会スペースに関わる学習・情報交換と NGO の救援、(3) 国際協力 NGO と他分野の市民社会組織とのコーディネーション、により市民社会スペースの擁護と拡充に取り組むことを通じて、地球規模課題の解決に寄与し、人権が実質化され民主的な社会の構築に貢献することを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 市民社会スペースへの理解促進と拡充のための活動。
- (2) 市民社会スペースに関する法制度や政策、社会状況や課題に対する監視、提言、抗議活動。
- (3) NGO の対応力強化のための情報収集、情報共有、学習活動。
- (4) NGO が被害を被った際の対応活動。
- (5) 他分野の市民社会組織との連携活動。
- (6) その他、前条の目的に資する活動。

(構 成)

第4条 本会は以下のものから構成され、構成団体をもって本会の正構成員とする。

- (1) 構成団体・・・本会の趣意、目的、活動に賛同し、本会の活動を中核的に担う意志と能力を有する国際協力分野のネットワーク NGO。
- (2) 賛同団体・・・本会の趣意、目的、活動に賛同し、本会の活動に可能な範囲で参加しようとする国際協力その他の分野の NGO・NPO。
- 2 新たに本会の構成団体および賛同団体になろうとするものは、本会が別に定める方法により参加申し込みを行い、参加理由が適切であると世話人会が認めるとき、構成団体および賛同団体となることができる。
- 3 賛同団体のうち、希望する団体は本会への参加を対外的に非公表とすることができる。参加の非公表を希望する団体は、世話人会にその旨を申し出るものとする。

(役 員)

第5条 本会の役員として世話人をおく。世話人は各構成団体から1～2名とし、各構成団体が選出し、世話人会が承認したものをこれに任ずる。

- 2 世話人のうち、若干名を共同代表とする。共同代表は世話人の互選により選任する。
- 3 本会はコーディネーターを若干名おくことができる。コーディネーターは、世話人会が本会の活動に必要な知見および経験を有するもののうちからこれを選任する。
- 4 本会はアドバイザーを若干名おくことができる。アドバイザーは、世話人会が本会の活動に必要な知見および経験を有するもののうちからこれを選任する。

(役員の職務)

第6条 共同代表は本会を代表し、本会の業務を統括する。

- 2 世話人は、本規約ならびに世話人会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 3 コーディネーターは、第6条2の規定に則り、世話人と協働して本会の業務を執行する。
- 4 アドバイザーは、本会の運営ならびに活動について必要な助言を行う。

(役員の任期)

第7条 世話人の任期は、選出された構成団体からの派遣期間に準ずる。

- 2 共同代表、コーディネーター、アドバイザーの任期は、世話人会が定めた期間とする。

(世話人会)

第8条 本会の最高機関として世話人会をおく。世話人会は世話人により構成される。コーディネーター、アドバイザーは世話人会に出席し、意見を述べることができる。

- 2 世話人会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 活動計画および予算の承認
 - (2) 活動報告および決算報告の承認
 - (3) 世話人の承認および共同代表の選任
 - (4) コーディネーターおよびアドバイザーの選任
 - (5) 事務局の設置、事務局長の選任
 - (6) 本規約の承認および改正
 - (7) 解散
 - (8) その他、本会の運営に必要な事項
- 3 世話人会は、年1回以上開催するものとし、以下の場合に共同代表が招集し、開催する。
 - (1) 先の世話人会で開催の必要が認められ、日時等が定められたとき。
 - (2) 世話人の3分の1以上から目的を示して開催の請求があったとき。
 - (3) 共同代表が必要と認めたとき。
- 4 世話人会は、通信および電磁的方法をもって行うことができる。
- 5 世話人会は、世話人の過半数の出席（委任状の提出を含む）により成立する。
- 6 世話人会の議長は、世話人の互選ないしあらかじめ定めた方法による輪番とする。
- 7 世話人会の議決は、出席した世話人の総意によるものとし、総意に至らない場合、出席した世話人の3分の2の同意により、(1) 出席した世話人の3分の2による議決、(2) 出席した世話人の過半数による議決、の順に議決を行うことができる。(2)の議決の際、可否同数のときは議長が決する。
- 8 世話人会の議事について、日時、場所、出席者、議事概要、議決結果等を記した議事録を作成しなければならない。

(事務局)

第9条 本会の円滑な業務遂行のため、事務局をおくことができる。

- 2 事務局を統括するために、事務局長をおくことができる。
- 3 事務局にスタッフをおくことができる。
- 4 事務局の設置および事務局長の選任は、世話会の議決による。
- 5 スタッフは世話会の議決により、共同代表が委嘱する。
- 6 世話会の議決により、事務局業務を構成団体に委任することができる。

(規約の改正)

第10条 本会の規約は、世話人会の議決により改正することができる。

(解散)

第11条 本会の解散は、世話人会の議決と構成団体全ての同意による。

(解散時の財産)

第12条 本会が解散したときに残存する財産は、世話人会で議決したものに譲渡する。

(附 則)

1 この規約は、世話人会が議決した日から施行する。

2 本会の規約制定、施行時の構成団体は以下の団体とする。

北海道 NGO ネットワーク協議会

特定非営利活動法人国際協力 NGO センター

特定非営利活動法人横浜 NGO ネットワーク

特定非営利活動法人名古屋 NGO センター

広島 NGO ネットワーク

特定非営利活動法人 NGO 福岡ネットワーク

特定非営利活動法人沖縄 NGO センター

3 本会の規約制定、施行時の役員は以下のものとする。

(1) 共同代表である世話人

石原達也 八木 巖 高橋良輔

(2) その他の世話人

小泉雅弘 堀内 葵 小俣典之 赤澤直樹 玉城直美

(3) コーディネーター

谷山博史 西井和裕 加藤良太

(4) アドバイザー

今田克司 宇井志緒利 高柳彰夫

(2020年2月11日世話人会議決により制定、施行)

【市民社会スペース NGO アクションネットワーク (NANCiS) 連絡先】

〒060-0061 北海道札幌市中央区南1条西5丁目 愛生館ビル5F 501

特定非営利活動法人さっぽろ自由学校「遊」気付

URL: <https://nancis.org> E-mail: info@nancis.org